

平成 2 7 年 9 月  
大 東 市 議 会  
定 例 月 議 会 議 案

条 例 新 旧 対 照 表  
【 追 加 】

印刷物番号
-------

27-50
-------

大東市マナー条例 新旧対照表

新	
本則 (略)	
付 則	
<u>(施行期日)</u>	
1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。	
<u>(検討)</u>	
2 <u>市は、この条例の施行の日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u>	
別表 (第2条関係)	
マナーに反する迷惑行為	具体的内容
3 <u>自転車等の放置および他人に迷惑を及ぼす自転車の運転をすること。</u>	次に掲げる行為 <u>(1) 指定された場所 (駐輪場等をいう。) 以外の場所において自転車および原動機付自転車を放置すること。</u> <u>(2) 道路交通法 (昭和35年法律第105号) その他の法令に定める自転車の運転に関する規定に違反する自転車の運転をすること。</u>

主要改正点

- ・3年を経過するごとに条例の施行の状況について検討を加えることとしたこと。
- ・マナーに反する迷惑行為の変更および削除をしたこと。

旧	
本則 (略)	
付 則	
この条例は、平成25年10月1日から施行する。	
別表 (第2条関係)	
マナーに反する迷惑行為	具体的内容
3 <u>自転車等を放置すること。</u>	<u>指定された場所 (駐輪場等をいう。) 以外の場所において自転車および原動機付自転車を放置すること。</u>

## 新

<u>1 0</u>	(略)	(略)
<u>1 1</u>	(略)	(略)
<u>1 2</u>	(略)	(略)
<u>1 3</u>	(略)	(略)

備考 (略)

## 旧

<u>1 0</u>	<u>違法屋外広告物を掲出すること。</u>	<u>広告物の掲出が禁止されている道路上等の物件（道路標識、道路照明灯、電柱等）に対して、貼紙、貼札、立看板、のぼり旗、簡易広告板等を掲出すること。</u>
<u>1 1</u>	(略)	(略)
<u>1 2</u>	(略)	(略)
<u>1 3</u>	(略)	(略)
<u>1 4</u>	<u>他人に迷惑を及ぼす自転車の運転をすること。</u>	<u>自転車の運転における、次に掲げる行為</u> <u>(1) 携帯電話を使用しながら運転すること。</u> <u>(2) 音楽等を聴きながら運転すること。</u> <u>(3) 傘をさしながら運転すること。</u> <u>(4) 夜間（日没から日の出までの間をいう。）に無灯火で運転すること。</u> <u>(5) 一時停止標識その他の道路交通標識に従わずに運転すること。</u> <u>(6) 信号機の表示する信号に従わずに運転すること。</u> <u>(7) 酒気を帯びて運転すること。</u>
<u>1 5</u>	(略)	(略)
<u>1 6</u>	<u>アルミ缶その他の資源ごみの取得回収をすること。</u>	<u>アルミ缶その他の資源ごみの取得回収時等に、騒音を発生させることで、市民の良好な生活環境に影響を及ぼすこと。</u>
<u>1 7</u>	<u>自動販売機の設置において、回収容器の設置を怠ること。</u>	<u>容器に収納した飲料を自動販売機により販売する者において、当該自動販売機により販売した空き缶等を回収するための回収容器の設置を怠ること。</u>

備考 (略)